

石清水文書田中宗清願文案に現れた

藤原定家の用字用語について

小林 芳 規

- 一、はじめに
- 二、定家仮名遣の使用
- 三、撥音の「む」と「ん」との使い分け
- 四、音便について
- 五、漢文訓読語の使用
- 六、中世語的言語事象

一、はじめに

古文書に、国語史研究資料としての価値を見出すことは、その資料性の限界を弁えることと共に、今後の一課題である。既に古文書の中から特定の言語事象を拾い上げて、国語史の面から考察を加えたも

のがあり、筆者も中世語の考察の資料として扱ったこともあり、昭和四十七年度の広島大学文学部の国語史特講「中世仮名文書の研究」にこれを取上げて采た。

本稿は、その折説通した中から、石清水文書の中に定家仮名遣に合う表記を持つ願文案を取上げて、鎌倉時代語研究の立場から、整理してみようと思う。

大日本古文書、家わけ四、石清水文書之六（拾遺）の中に、田中宗清願文案がある。益田孝氏所蔵で、同古文書の六八二頁から六九六頁まで、一五頁にわたる文章である。（その全文は後掲する。）漢字平仮名交り文であって、末尾に、「貞應二年十月 日法印大和尚位」とあり、その書写の時期を知ることが出来るものである。同古文書にはこの願文案に附せられた近衛信尹の極メ書が附載せられている。その内容は、

時之權別當法印立願之筆、雜假名所望之處、京極中納言定家卿承引之趣、不可思議之一軸也、是則可爲雄徳山奇珍之其一者乎

慶長十五卯冬日

（近衛信尹）
（花押）

とある。仮名交り文で記すために定家卿に執筆を依頼したというのである。同古文書の注記に、

○コノ文書、原本ヲ檢スルニ、京極定家カ宗清ノ

爲メニ筆ヲ執リシモノニカ、ル、

とある。添附された写真を見るに、その字体が定家特有の筆跡を示している。その上、その用字・用語

が、次項以下に述べるがごとく、藤原定家の他文献における用法と相通するのである。

藤原定家筆の平仮名文は、現存するものが尠くはないが、その多くは和文であって、このような願文として伝存するのは注目される。願文は、和文とは異なる語詞・語法を有するから、定家の言語生活を窺う上で重要であるばかりでなく、平安時代の和文の言語規範と離れた、当代の用語をも知ることが出来る面をも持っている。しかもその成立の年時が明らかであるから、定家仮名遣を始め定家の表記規範の成立等を考察する際の拠所ともなると思われるのである。

以下に、その言語事象について、国語史の上から分析し考察する。資料は、大日本古文書の翻字に従った。

二、定家仮名遣の使用

藤原定家が自ら仮名遣を定め、古典の校勘書写においてこれを實踐したこと、就中、「ぞ」と「た」とをアクセントによって使い分けたことについては、大野晋氏の指摘¹⁾によって人の良く知るところである。定家の執筆した、この田中宗清願文案でも、「を」

特有の筆跡を示している。その上、その月日、所記

と「お」の仮名遣を始めとして、三類八字の仮名の使い方が定家仮名遣に一致している。(数字は天日本書古書家わけ六の頁数を示す)

1 「を」と「お」の仮名遣

田中宗清願文案には、第一音節に「を」「お」の仮名を持つ語が多く見られる。そのうち、下官抄に所掲の語と一致するのは、「をきて」(884他)、「おもひ」(687)だけであるが、「を」と「お」の仮名遣は定家仮名遣には一致している。他の語例も「を」で始まる語は当時のアクセントが上声の語であり、「お」で始まる語は当時のアクセントが平声であり、定家の仮名遣の規準に合っている。

○「を」で始まる語——アクセント上声

をのれ (688)

己オソレ (上上平) (観智院本類聚 名義抄佛下末二三)

をのく (684 684 687 691 693)

各ヲノく (前田本色葉字類抄 「ヲ」の部)

をしへ (694)

教ヲシフ (上上平) (観智院本類聚 名義抄僧甲五四)

をこなひ (696)

非法を、こなふ (693) 新儀を、こなふ(丈693)

行オコサフ (上上上平) (観智院本類聚 名義抄佛上四三)

焼矢しをばりぬ (694)

了ヲハル (上上平) (同右法下一四〇)

をよひて (692) ．をよふ (685 688)

及オヨフ (上上平蜀) (同右僧中五二)

功を、へむ (693) ．功を、へて (695)

通ヲハル (上上平) (同右佛上五五)

とか事を、こさむ所に (693) ．願を、こして (695)

生ヲコス (前田本色葉字類抄 「ヲ」の部)

○「お」で始まる語——アクセント平声

おほきなる (684 693)

洪オホイナリ (観智院本類聚 名義抄法上四二)

おほくして (692) (同右)

おほく (693)

おひたり (686)

任ヲフ (平〇) (同右佛上二)

現しおハしました (687)

来オハシタリ (同右僧下八一)

おさめむ (689)

作ヲサム (平平上) (同右佛上三三)

おもむくとも (691)

おもむきのことく (690) ．おもむき (696)

歸オモムキ (平平○○) (観智院本類聚)

ねそれいたむへし (694)

ねそれさるへしや (693)

恐オソル (平平上) (同右法中八七)

ねとろふる (685)

柁オトロフ (平平上平) (同右法下一一)

ねほやけ (693)

官ヲホヤケ (平上○○) (同右法下五四)

ねなし (695) ・おなし (691)

威オナシク (平平上濁平) (同右僧中四〇)

ねほよそ (692)

大都オホヨソ (前田本色葉字類抄)

語中に「お」が来る場合も、右の原則に合っている。

なをかたはらの入に (684) ・なを (695)

尚ナヲ (平上) (観智院本類聚)

さねひ申さむ (685)

校ギホフ (平平上) (同右僧下九九)

但し次の三例のみは観智院本類聚名義抄が上声であるが、「ね」を用いている。

寺役ねこたるにあらす (684)

念オコタル (法中七九)

弟子願をねさぬ心さし (695)

補オキヌフ (上上上平) (法中一四五)

あてもよねすことのなかに (684)

催オヨヲス (佛上一七)

しかし他の多数の例が定家仮名遣に一致しているのであり、全体として定家仮名遣の原則に準拠していると見てよいであろう。

他の仮名遣についても、下官集のそれと一致している。(括弧内が下官集の例語)

○へ

たへむニしたかひて (688) (不堪^{たへす}通用^常、^常、^常、^常)

善根をその地にうへて (692) (草木をうへをく^{裁也})

上奏をへて (689) (としをへて)

神をうやまひたてまつるへきゆへ也 (684) ・そな

はりかたきゆへなり (687) ・探題とすへきゆへな

り、そのゆへハ (689) ・ねかふゆへなり (695) ・

たよりなきゆへなり (685) (ことのゆへ)

○ひ

月をこひ (695) (こひ)

おもひを (687) (おもひ)

あひはからふ (694) (あひ見ぬ)

○ぬ

つぬに (684 694) (つぬに^{遂に色にそ}いてぬへき)

「を」と「お」以外の仮名遣で定家仮名遣と諸例が合うのは、右に掲げた諸例である。これらは例外なく定家仮名遣と一致している。

但し、定家執筆の本文に対して、宗清が加筆した部分が三箇所あるが、その中に

くはしきこと千手の所に外江たり (690)
とある。下官抄には「見え」とある。^(注2)

以上を総合するに、この願文案は定家が自らの仮名遣に従って執筆したものと見て良いと思われる。さすれば、藤原定家が、古典の書写校訂の場合だけでなく、古文書の案文の書写においても、その仮名遣を実行していたことを知る重要な資料となる。その上、この願文案が、貞応二年(一一三三)という年時明記を持つが故に、定家の歿する約二十年前における、彼の表記に対する態度を知る資料ともなるのである。

三、撥音の「む」と「ん」との使い分け

藤原定家の書写した御物本更級日記において、撥音の「む」と「ん」とが、そのもとなつた音のmとnとに対応して区別されていることは既に指摘したところである。御物本更級日記が、「を」と「お」

などの三類八字の仮名の使い方について定家仮名遣に合うことは言うまでもない。

田中宗清願文案においても、「む」と「ん」とが使い分けられており、御物本更級日記の用法と一致している。

先ず、和語について見るに、

○「む」を用いた語
なむぢ (687 687)
いはむぢ (685 683 694)

助動詞「む」(後掲)

○「ん」を用いた語
なんぞ (684 689 693)
なかんづくに (688 691)

くだんの塔は (694)

右が全例である。「む」で表記された語は、その音がmに基くものであるのに対し、「ん」で表記された語は、その語源が「な」にぞ、「な」かにつく、「く」だりの「ん」であつてその音変化した結果は「ん」であつたと考えられる。定家はこれらを表記し分けていようである。

助動詞を「む」で表記したのは、次の諸例である。
なからむ (684 691) ともせむ (684) のこさむ (684)

あらむ (684, 692, 689) 申さむかため (685) はふか
 むとす (684) あつからむ入 (687) 保護せむ (687)
 優費せむ (687) かなはむか (687) たへむニ (688)
 かなしはさらむや (688) 連せむ (689) なから
 むや (689) ねさめむもの (689) あてむ (689, 690)
 すくはむ (690) えんとせむ (690) たてむ (690)
 修せむ (690, 695) 定補せむ僧徒 (691) 本懐たら
 むや (691) わたさむ (691) 資せむ (691) な
 らむ (691) 方便とせむ (691) いたさしめむ (692)
 功を、へむ (693) まもらむに (693) 事を、こ
 さむ (693) むなしからむや (693) 昌榮せしめ
 む (693) 怨諾したてまつらむに (693)
 但し、次の三例は「ん」で表記されている。
 あらんか (687) わすれんや (693) まうけん時
 (695)
 次に、字音語については「ん」の表記だけであっ
 て、次の諸例がある。
 ぞんせす (684) えん(縁)にふれて (685) 無上菩提
 のえん(縁) (690) あん(安)ちすへし (690、宗清加筆部)
 「損」「縁」「安」いずれも韻尾が「ん」の字音である
 から、和語の場合と同じく、「ん」の表記の方針に
 合っている。

訓点資料や片仮名文によれば、「ん」と「ん」
 この表記は、院政末期には一部に區別を乱した例が
 見え始めて、鎌倉中期には混用する。鎌倉初期の貞
 応二年の宗清願文案において、「む」と「ん」が
 區別され、誤用例が助動詞「ん」の三例だけである
 ということは、片仮名と平仮名との差を配慮しなけ
 ればならないが、定家の学識の現れであろう。

四、音便について

田中宗清願文案には、「ついで」(序) (687) や
 前項に掲げた「なかんつくに」(就中)、「くたん
 の」(件)のような単語の内部に生じた音便の例は
 あるが、用言が「て」等の附属語に続く際に生ずる
 音便の例は一つも見当らない。いずれも連用形の原
 形のままを用いられているのである。
 ○起請をかきて (685) そむ(音)き(音)て (693) さきて (697
 689) 帛をはきて (688) さた(定)め(置)をきて (690)
 ○したかひて (684, 688) さしあひて (694)
 ○わかちて (689, 692) もちて (690, 691, 696)
 ○願ありて (695) さりて (695) あかひとりて (688
 688) よりて (688, 690, 691, 692, 695) はかりて (688)
 つくりて (690) いたりては (692, 695) むさほり

て(692) つらなりて(695)

○つみて(691) のそみて(696)

○えらひて(686 687 688)

尚、「もとも」(最) (686 687 694 694)、「またく」(689)も促音の介入したことを示す表記にはなっていない。又、「ねほきなる」(682 693)もイ音便になっ
ていない。

鎌倉初期には、訓点資料や片仮名文において、音便が一般化していたことはよく知られるところである。又、当時の古文書においても、音便は普通に見るところである。しかるに定家の執筆にかかわるこの願文案に、このように、用言の音便が全く用いられていないのは、定家の用語を反映したものである。それは平安時代の和文の校勘を通して得たところの、定家の用語における規範意識に基くものと思われる。

五、漢文訓読語の使用

定家執筆の田中宗清願文案の中には、漢文訓読特有語とされる用語が多く見られる。

○副詞(又は副詞的用法)

「あに」あにむなしからむや(696)

「あへて」あへて退転する事なからむ(691)

「あるいは」あるいはその仁にあたりあるいはその貴をかきむ(688)

「いはむや」いはむや人の所帯を、りやうすへからす(694)

「いはむや」かの靈託あり、ねそれさるへしや(693)

「いはむや美濃国明知庄はかの塔の領也(694)

「いまだ」すへからく他のいまだいとはさるをかなしふへし(688)

「いまた」縮構をくはたてす(695)

「いまた」二十六度ヲ滿せす(695)

「造宮の功」いまたならず(695)

「かさねて」かさねて二分にわかちてその一を神明にす、め(689)

「かさねて」六道の輪廻ニたもむくとも(691)

「かさねて」千手の像廿六躰を造立して(695)

「さだめて」さだめてあらそひうれふる所あらんか(687)

「すべからく」すへからく他のいまたいとはさるをかなしふへし(688)

「たどひ」たどひしはらくゆつるとも一期の、ちもとの氏人のあとをたつねてかへしうくへし(685)

たとひなに身をうくとも弥陀の名号を廢忘した
てまつらし (691)

たとひこの御いましめなくともつ、しむへし (692)

「なかんづくに」なかんづくに宮寺の僧俗、里葉の
禪官、次第の昇進、あるいはその仁にあたり、
あるいはその賞をかき、又な所把なきにあら
ず (688)

なかんづくにかのまらは弟子が祖師、名をあけ
身をぬきいでたるみきり也 (692)

「むしろ」神慮をあふくともからむしろしがるへし
や (685)

「もし」弟子もしかたしけなく神徳をかうふりて、
つぬに身の、そみをどけは、ひとしくこの庄園
をわかちて、をのく、その依怙をもにせむ (689)

もし別当の闕ある時補日をまもらす、年勞をい
はず、又たりに人別の、そみをなして、ほとく
聖断のわつらひにまよふ (685)

もし智行すてかたく、年らうあはれふへきどもか
らあらは、権入寺権御殿司、をのく、一人をく
はふへし (687)

もしみつから断する事えたりといふとも、すへ
からく世のいまたいとはさるをかなしふへし (688)

もし一世の利益に惹れて、かさねて、六道の輪
廻をねむくとも、たとひなにの身をうくとも
弥陀の名号を廢忘したてまつらし (691)

「よろしく」よろしく任意の上奏をと、むへし (692)

「いはく」大菩薩の御託宣にいはく (693)

「のたまはく」和尙につけてのたまはく (687)

○接統語

「しかるを」しかるをちかきより当官の要にあらず
しかるを薬師堂もとよりこれあり (690)

しかるを代々の別当、おほやけわたくしのしけ
きことわさにまつはれて (693)

「しかれども」しかれども一向に器量をえらひて、
品帳をさらふからず (687)

「しかれば」しかれば、碩学を優賞せむ (687)

しかれば宮てらのため、殊功あらむもの、偏頗
なく、親疎なく、檢校已下祠官ら連署の舉状を
あけて、官位の所望を達せむ (687)

しかればすなはち劄刷功を、へて供養儀をまう
けん時 (695)

「しかのみならず」しかのみならず世流末にまよひ
て、人朝威をかろくす (692)

しかのみならず、当宮にまことをぬきいて、希

子たのみをかくるともから二求を満足せしめ、
一門を昌栄せしめむ (686)

「すなはち」みなもとを思に、すなはち宮てらの木
ところふるはしたり (685)

これすなはちをのくこと心なくしてひとへに
神をうやまひたてまつるへきゆへ也 (684)

これすなはち私神事のついで、論義講の時、執
行をもちて探題とすへきゆへなり (687)

しかればすなはち削削功を、へて供養儀をまう
けん時 (685)

「そもく」そもく執行は宮てらか重職也 (687)

そもくわか大菩薩は薬師観音弥勒をもちて本
尊としたまふ (686)

「たゞし」たゞし宮てらにをきることになほきなる
いとなみあらむ時は (684)

たゞし宮てらの領、氏人にあらすはたやすく他
人にゆつる事なかれ (685)

たゞし顕密の修学にすくれたりといふとも、宮
てらの余裔にあらすは、その職に補すへからす

(687)

たゞし過分の不当あらは、いかてか常住の本懐
たらむや (681)

たゞし事はからざるほかにいて、わたくしの
成敗にか、はれさらむ時は、神明かならず照覽
して、そのとが華を、こさむ所にかへるへし (683)

「ならびに」宮てら寂要の人、ならびに身命をかけ
たる無縁のともから (684)

「といへども」清度の悲願まことにあまねしといへ
ども、三界内外の利益、ことにわかくに、かう
ふらしめたるものかみをもちて (683)

当宮の僧俗官等、官位をねひたりといへども、
品秩をさめざるあひた (686)

委達のはかりこと、人のわつらひありといへども、
か、またく神のかさりにあらす (689)

少々かりうけて、これをもちぬるといへども、
連々さしあひてつくのはさるあひた、つぬに並
去 (684)

すでに形像をあらはしたてまつるといへども、
いまた結構をくはたてす (685)

わつかに八ヶ度をとくといへども、いまた二十
六度ヲ満足す (685)

○その他

「がため」この事をきねひ申さむかため、えんにふ
れて、あるましきまひなひにをよふ (685)

「かくのごとき」かくのごとき(687)の犯人をゆめしとる

ともから世(687)

定家が漢文の訓読をも行ったことは、定家の手になる源氏興入において、源氏物語中の要語の解釈に際し、これに関する出典考証に当り、仏書や国書をはじめ漢籍をも挙げ、しかもその漢文にはヨコト点や片仮名をも附けた形で引用していることから知られる。

願文という文体の性質上、そこに漢文訓読語が多く用いられるのは首肯できるところでもあつて、そこに藤原定家が和文の他にも、このような文体を用いたことの一証となるのである。

尚、これに関連して、この宗清願文案には「あひだ」の用語も見られる。

当宮の僧俗官等、官位をわたりといへども、品秩をさためさるあひだ、公庭の参といひ、人家の小るまひといひ、坐籍ニたよりなく、同科には、かりあり(686)

くたんの塔は、成清法印檢校之時、焼失しをはりぬ、そのかなものら、先師別当千手觀音を造立したてまつる時、少々かりうけて、これをもちぬるといへども、運々さしあひてつくのはさ

るあひだ、つねに逝去、もともねそれいたむへし(684)

この用法の「あひだ」が、記録体など和化漢文特有語であることは峰岸明氏によつて明らかになつたところである。定家は明月記のような記録体をも用いているから一方に願文の文体としても、このような用語が現れるのは首肯できるところである。

これらの用語を通じて、定家の言語生活の一端が知られるのであり、この田中宗清願文案の国語史研究資料としての価値を認めることができるのである。

六、中世語的言語事象

田中宗清願文案は、願文としての文章様式を基本としているが、その中には語法・音韻において当代語が顔を見せている。

先ず、「ズヨリハ」の言い方がある。

もとも神慮にかなはむか、オの洩源にあらすはり(687)

「ズヨリハ」は「ズレ」と「ハ」の間に「ヨリ」の入り込んだ形で否定の仮定を表すが、「ズハ」(ないなら)に対して、「ないかぎり、決して」の意に近い。「ヨリ」は活用語には連体形に附くのが普通で

あるが、この言い方では、「ズヨリハ」「ザルヨリ」とはならず古くは「ズヨリハ」であって、国語としては無理な構造となっている。その成立については大坪研治博士は、「漢文の『自非——』を直訳したところから生まれた翻訳文法である」とされ、次のように説かれている。^(注)

——ズヨリハは、平安中期の訓点資料に先づ現われ、鎌倉時代まで続くが、平安末期辺りから、訓点語の影響を受けたと見られる他の資料にも登場して来る。栄華物語や法華百座法談聞書抄には、——ズヨリホカの形で用ゐられてゐるが、今昔物語には、——ズヨリハの形で出て来る。鎌倉時代になると、道元の正法眼蔵に、——ズヨリハの例がいくらも見つかふ。しかし、限られた資料にしか求められないのは、やはり国語として無理な構造であつたため、一般化しにくかつたのであらう。

ここに、定家執筆の願文にもこの言い方が用いられていることが分り、新しい例を加えることになる。この言い方は、訓点資料では既に平安中期に例が見られるが、訓点資料より他の仮名文に現われるようになるのは中世であつて、右の願文案の用例も、その意味で、鎌倉時代語の語例として注目されるので

ある。

次に、音韻について注目すべき例がある。

いはむや人の所帯を、りやうすへからす、た、し宮まらの領、氏人にあらすは、たやすく他人にゆつる事なかれ(68)

右のうち「を、りやう」は、文意から見ても「横領」又は「押領」の仮名書と見られる。但し上の「を」が格助詞であり、「レ」が「横」又は「押」の表記であるのか、「を、レ」が「横」又は「押」の表記であるのか詳かではない。しかしいずれにせよ、*ou*の長音化した音と、*ou*の長音化した音とが同じ音と体験されたことが、背景にあつて現われる表記である。

*ou*の長音化した音と、*ou*の長音化した音とが同じ音と体験されたことと考えられる例は、院政末・鎌倉初期にそれを拾ふことができる。中山法華経寺蔵三教指帰注(院政末写)に、

臘月(ト)云ハ十二月(ト)異名也、但本代ハ臘一月(ト)昔ヨムベキ也、十二月ニハ事ニ漁ヨシ獵ラスル月也、故ニ臘一月(ト)云ベキ也、シカレトモ五音ニレウノ音ラウノ音通ナル故ニラウ月(ト)ハ云習カシタル也(六丁ウ)

と「臘」に「レウ」とも「ラウ」とも附訓し、又、

猿投神社蔵 正安四年校本文選に、

押シ獵リョウ 羽リョウ獵リョウ

とあって、葉韻の「獵」字を「ラフ」とも「レヨフ」とも附割している。「獵」は字音復名遣で「レフ」と表記される字である。これを「レヨフ」と表記したのは、「レフ」がオ段初長音化したことを反映するものである。しかるに別に同じ字を「ラフ」と表記するのは、一応、蓋韻の「獵」字と旁が似ることによる誤用とも考え得るが、次下のように、他字についても同種の例があるのである。

高山寺藏論語卷四鎌倉初期点には「能」字に「ノウ」の訓と同時に「ナウ」の訓もある。又、勝尾寺文書・藤原頼衡田地売券には、

正しわう三し年し（一ニ九〇）□十一月廿二日

とあり、同文書・藤原康衡田地売券には

正しをう六ねんみつのとみし二月十四日

とあって、類例となる。これらは、その背景に四の長音化とOUの長音化とが同じ音と体験された結果と解することができるのである。

田中京清願文案の「を、りやう」も同様な事象と考えられるのである。但し、長音を「を、」と表記することは当時一般的ではない。一方、長音を短音

化して表記することは次のような例を拾うことができる。

さてヲセクタシ坐タルヨ文（仰オウ↓オウセ↓オセ）

（高山寺藏僧定善片仮名書状、永曆順）

仰所也（高山寺本古往來）

被レ仰レ被レ仰レ悦レ（南无阿彌陀仏作善集）

なにおもちておせられたるぞ（高野山文書之六、

阿武河下左公文紀光澄申状、正元元年）

ヲヤフ（大般若）ノキヤウレムカ券（高野山文書之

三、正応三年八月三日大般若キヤウレム田地売券）

これらに徴すれば「わ、りやう」も、オ段長音の短音化した例と見ることが出来そうである。

尚、音韻に関しては、他に、

口中の深をむはひ（奪）（68）

があり、又、「ぬきいてたる」（抜出）（62）、「ぬ

きいて」（66）がある。

定家の執筆した古文書にこのような事象を見出すことが出来るのは注目すべきである。

（注1）大野晋「仮名遣の起源について」（国語

と国文学、昭和二十五年十二月）

（注2）九条家旧蔵本及び三鏡院関白臨定家卿書

に「見え」とある。定家が「きこは」という語について「は」を用いたことは指摘されているが、他の「は」については使い分けがないとされる。(石坂正蔵定家の区別した仮名について) 国語学四十六巻、昭和三十六年九月)

(注3) 小林芳規「梁塵秘抄現存本の表記の検討」
(王朝文学第四号、昭和三十五年八月)
(注4) 「日本紀寛安和歌左注の『すよりけ』について」(岡山大学国文学論稿創刊号)

(六八二)
敬白

立願事

一 別當已下庄園をわかちしるへき事

(六八三)
別當四ヶ所

(宗清加筆)
權別當三人 各三ヶ所

修理別當二人 各二ヶ所

俗別當社主各一ヶ所

正權三編等各一ヶ所

山上執行 一ヶ所 册三編略之

已上廿五ヶ所 加執行廿六ヶ所

此外官符少別當人別一ヶ所

執行巡檢勾當御供所田所

右、當所やはたの宮は、本地をはいすれば、すなはち一子平尊慈悲の教主垂跡をあふけは、又西王鎮護靈験の尊神、濟度の悲願まことにあまねしといへども、三界内外の利益、ことにわかくに、かうからしめたるものがみをもちて、教法さかりに和光のみぎりにひろまり、尊崇たかく、^(六八四)祖宗の廟ニ配す、佛事神事の不退にある、司存まぢく、われ、僧官俗官の威儀をそなふる、寺役ねこたるにあらず、そのをのくのつとめを見ること、なんぞあまねさはれひなからむ、弟子もしかたしけなく神徳をかうかりて、つねに身の、そみをとけは、ひとしくこの庄園をわかちて、をのくの依怙をともせむ、た、一世の願にあらず、よろしく万代のあとをのこさむ、庄務にいたりてハ、なかくその職にしたかひて、その入につくへからず、又あてもよねすことのみなかに、御修理、行幸、御幸、放生會、臨時祭、修正そのほか他事をあつへからず、た、し宮でらにをきて、ことにねほきなるいとなみあらむ時ハ、したしきうときをいはす、偏頗をせんせず、をのくは小さきあつへし、對捍せしむる事なかれ、これす

なハちをのく、こと心なくして、ひとへに神をうやまひたてまつるべきゆへ也、
 ことにをきて身のうへのこと、いふとも、なをかたハらの入にはふかむ（六五）とす、いはむや人の所帯を、りやうすへからず、た、し宮てらの領、氏入にあらずハ、たやく他人にゆつる事なかれ、たとひはらくゆつるとも、一期の、ち、もとの氏入のあとをたつぬてかへしつくへし、
 わかみ山た、しき道にさためをきて
 人のうれへのくもをへたてし

一 別當の職次第に轉任すへき事

右、別當の轉任檢校に轉任のかはり、一の權別當をもちて、かならず別當に補すへし、もし別當の關ある時補日をまもらず、年勞をいはす、みたりに入別の、そみをなして、ほとく聖斷のわつらひにをよふ、この事をさねひ申さむかため、えんにふれて、あるましまひなひにをよふ、神慮をあふくともから、むしろしかるべしや、みなもとを思ふに、すなハち宮てらのねどろふるはしたり、これによりて、なかく盞望をと、めて、次第をまもるべきよし、連署の起請をかきて、こふによる（六六）宣旨一を申へし、件の起請、檢校已下權官以止、

みな一通をうつして、ゆくさきをいましむへし、又一流のうち、ふたりの弟子を擧申ことなくして、た、次第の道理をまもるへし、

一 宮寺僧俗官等品帳を申さたむへき事

右、當宮の僧俗官等、官位をねひたりといへとも、品帳をさためさるあひた、公庭の参といひ、人家のふるまひといひ、坐籍ニたよりなく、同科には、かりあり、もとも相當准據の宣旨を申うけて、官位次第の等級を存すへし、

一 御殿司入寺僧等ぞのかすをさたむへき事

右、御殿司六入寺僧十人御殿司准持入寺僧准持住少別當このうち碩學法器の入ひとりをえらひて、御山の執行とすへし、各死闘にあらずは、たやすくあらうため補すへからず、もし習行すてかたく、年らうあはれふへきともからあらハ、權入寺權殿司（六七）をのく一人をくはふへし、永宣旨を申くたして、權律師に任せしめて、寺領一所其職につくへし、そもく執行は、宮てらの重職也、入寺のなか、そのえらひにあつからむ入さため、あらそひうれふる所あらんが、しかれとも、一向に器量をえらひて、品帳をきらふへからず、これすなハち佛神事

のついで、論義講の時、執行をもて探題とすへき
ゆへなり、そのゆへハ、行教和尚上洛の時、大
菩薩化現したハしまして、和尚につけてのたまは
く、なむちわかために経呪を誦念す、心にそみね
もひを（ま）す、なむちど、もに上洛して、釋迦の
教跡を擁護し、百王の聖胤を保護せむ、しかれば碩
學を優賞せむ、もとも神慮にかなはむか、才の淵
源にあらずよりハ、法の棟梁にそなはりかたきゆ
へなり、執行の、そみなき御殿司ら、密宗ハこれ
をゆるす、た、し顯密の修學ニすくれたりといふ
とも、宮てらの餘裔にあらずは、そ（六八）の職に補す
へからず、面々の依怙、便々にはからひあつへし、
一　ちからのたへむニしたかひて、生類をあかひ
とりて放遠すへき事

行教生ハ十重禁戒の根本、六趣輪廻の業因也、山
野のひつめ、江湖のいろくつ、みなこれ生々の父
母、世々の兄弟也、有情のともから、たれか相害
するくるしひをかなしハさらむや、もし又つから
斷する事えたりといふとも、すへからく他のいま
たいとはさるをかなしふへし、よりに心のをすふ
所、ちからのたふる所、口中の梁をむはひ、身上
の帛をはきて、あかひとりて、これをはなちかへ

すへし、

一　宮てらの僧俗たやすく不可任官すへからざる事
古、きミは臣をえらひて官をさつけ、臣ハをのれ
をばかりて職をうく、たやすくさつくへからず、
みたりにうくへからず、なかんづくに、密寺の僧
俗、里業の祠官、次第の昇進、あるいはその仁に
あたり、あるいはその賈をかざる、みな所據なき
にあらず、しかるをちかさよ、り、当宮の（一）要に
あらず、本所の擧にあらず、諸司諸衛の二分三分、
僧は綱位をこのみ、俗ハ顯榮ニふける、成功のつ
いえ、奏達のはかりごと、人のわつらひありとい
へとも、またく神のかさりにあらず、しかれハ宮
てらのため、殊功あらむもの、偏頗なく、親疎な
く、檢校已下祠官ら連署の擧状をあけて、官位の
所望を達せむ、又かぎりある身の賞、人のゆつり
のほか、停止の式ををきて、拜除の思をたつへし、
その殊功といふは、山川の猪鹿魚類をぬすむもの、
宮てらのうちの強盜斃害、かくのごとさの犯人を
ゆしとるともから也、兼日ニ上奏をへて、永宣旨
を申へし、これ宮てらの守護を存す、なんぞ神明
のたすけなからむや、

一　庫倉納物十分が一をささぎて仏神事ニ廻向すへき事

右、鵜眼摩牙齋、紉越布之類、庫倉ニねさめむもの十分が一ヲさきて、かさねて二分にわかちて、その一を神明ニす、め、その一を佛供にあてむ、つき(三)祖考速志の追善ニあつへし、つきニ貧道無縁のものにあたへ(六九〇)こ飢羸困乏のくるしひをすくはむ、この常住、布施のちからをもちて、かならず無上菩提のえんとせむ、

一 御山のうちに彌勒堂を建立すへき事

右、延喜廿一年御託宣云、以藥師觀音彌勒をもちて、わか本尊とす、堂をつくりて、かの三尊を安したてまつるへし、しかるを、藥師堂もとよりこれあり、觀音堂先師の願ニよりにて建立すへし、弟子彌勒堂をたて、靈託のおもむきのごとく、御山の内ニ(一八七)つ二ほさちをあんちしてちすへし、くはしきこと、千手の所に双江たり、

一 先師墓所ニ一堂ヲ建立すへき事

右、桜枝勝清、別當慶清、別當道清等の墓所也、三代の松墳につきて、一字の華堂をたてむ、阿彌陀觀音勢至等の像を安置したてまつるへし、僧侶二口をさためをきて、衣鉢二事ニはからひあてむ、互時不斷の念佛をとなへて、(永代)なかく、無朽の善根を修せむ、近邊の餘田をしめて用途(六九二)一をよせつくへし、定補せむ僧徒、たやすくあらた(六九三)かへからす、

た、し過分の不當あらハ、いかてか常住の本懐たらむや、又近隣在家のともから、農兵田父之宮、男女をささらハす、老少をえらハす、稱名の念佛をす、めて、極悪の衆生をわたさむ、かつは結番をなして、あへて還轉する事なからむ、この功德をもちて、しかしなから先師に資せむ、左のく、時々刻々の廻向によりて、生々世々の罪障を滅すへし、すへてハ、一門の列祖よりわかてらの傍官ニいたるまで、道俗男女、尊卑遠近、有縁無縁、自界世界、ともに一佛の土にうまれて、おなしく三菩提をな(七)さむ、弟子もし一世の利益に(七)ちるごも、かさねて、六道の輪廻ニねもむくとも、たとひなにの身をう(七)くるも、彌陀の名號を廢忘(七)いたしまつらし、今身より佛身にいたるまで、これを持念し、これを修行して、毎年の白業を修すへし、かの不具の經、三井寺に施入して、諸僧轉讀の薰修をつみて、衆生化度の方便とせむ、なかんつくにかのてらハ、弟子か祖師、名をあ(七)つけ身をねさいてたるみきり也、善根をその地にうへて、恩徳を本寺に報すへし、ねほよそハ、唐本のほかわか御山になにの益かあらむ、殷勤の心さし、三井寺に安したてまつるへし、

一 當宮の御修理 公家に奏聞せず寺領のつとめたるへき事

右、宗廟の重事たる、朝家ここに尊崇あるものか、これによりて數万户の民烟をわかちて、大小社の神領とす、五畿七道國衙庄園官家にいる、もの十か二三、神社につのるもの八十か八九、しかのみならず、世澆末にをよひて、人朝威をかろくす、諸國ついえねほくして、公家利すくなし、諸寺諸社寺官社官、いたつらに寄進の田園をむさほりて、破壊の修造をいたす、ひとへに朝家のわつらひとして、公平のもとぬをわすれたるかことし、當宮にいたりてハ、寺領にはふきあて、營修をいたさしめむ、かねてその所をさためをきて、對捍をなさしむる事なかれ、少一破（壊）よりをのく、用意して、ねほさなるついえなくして、その功を、へむ過分の大營にあらずハ、よろしく任意の上奏をとむへし、

一 新儀の非法を、こなふへからぬ事

右、神ハ非礼をうけたまはす（おこ）舊史の明文也、祠官のなか、正直をささとし、寺勢のともから、舊規をまもるへし、（こと）わきてハ、大菩薩の御託宣にいは

く、（宗清加筆）大神吾不正之物者不受、此物意識故反弁

だどひこの御いましめなくとも、つ、しむへし、いはむやかの靈託あり、ねそれさるへしや、しかるを代々の別當、ねほやけわたくしのしげきことわざにまつはれて、神慮のゆるさすをしらす、やうもすれば、ふるきのりをそむきて、ねほく新儀を、こなふ、一向の信をまもらむにをきてハ、なんそ四知の康をわすれんや、た、し事はからざるほかにいて、わたくしの成敗にか、はれさらむ時は、神明かならず照覽して、そのとが事を、ことむ所にかへるへし、そのうち、宮てら寂要（寂）の入、ならひに身命をかけたる無縁のともから、慈悲を存して、あひハからふ所あるへし、身の要入にねきてハ、ことに潔白の沙汰をくはへて、なかくいゑを（こと）つたふるをしへとすへし、寺勢の時ニかざる事なかれ、

一 大塔を建立すへき事

右、くたんの塔ハ、成清法印檢校之時、焼失しをハリぬ、そのかなものら、先師別當千手觀音を造立したてまつる時、少々かりうけて、これをもちぬるといへとも、連々さしあひてつくのハさるあひた、つゐに逝去、もともねそれいたむへし、そ

の事をつくのふへきもの、すてニ弟子ニあたれり、
いはむや美濃國明知庄は、かの塔の額也、弟子い
まにつたへしる、かれにつけこれにつけ、つくり
いとなむへきこ、ろざしもとも切也、神朋かなら
ず納受したまへ、

一 御山のうちに千手堂を建立すへき事

右、先師別當千手觀音を建立したてまつり、一大
伽藍を建立すへき願(六九五)あり、すてに形像をあらハ
したてまつるといへども、いまた締構をくはたて
ず、百日三十三度當山に參籠すへき願ありて、わ
つかに八ヶ度をとくといへとも、いまた二十六度
ヲ滿せず、重々の所願、一々に満足せず、其身は
やくさりて、その願(六五)のこれり、弟子脚をたぎぬふ
心ざし切なりといへとも、造營の功いまたならず、
これ寺勢進退の身にあらすハ、枉始土木のことに
たよりなきゆへなり、よりにまつ願を、こして、
いよく、運命をいのるところ也、參籠の願にいた
りてハ、廿六口の僧侶を驅せしめて、三十三度の
員數に双つへし、弟子於そのなくにつらなり
て、ともに行業を修せむ、かさねて千手の像廿六
軀を造立して、新堂に安置したてまつるへし、又
公胤、實任、雅縁三人の僧正を請して、導師祝願

讀師たるへきよし、先師の立願也、しかればすな
ハち前願功を、へて、供養儀をまうけん時、かの
三輩の門跡をたつねて、一日の道儀(かたがひ)ヲかさるへし、
重山の月をこひ、大虚の風をねかふゆへなり、そ
も(六九六)わか、大菩薩は、樂師觀音彌勒をもちて
本尊としたまふ、しかるをいま千手の靈像和光の
本誓をあらはして、六口の僧徒を、きて、不退の
行法を修す、かみハ三所ニ資したてまつり、中ハ
一人をいのりたてまつる、しもハ二親をとらふ
因縁也、大因縁也、善根也、寂善根也、發願のた
もむき、感應あにむなしからむや、しかのみなら
ず、當宮にまことをぬきいて、弟子たのみをか
るともから、ニ求を満足せしめ、一門を昌榮せし
めむ、われをたのむといふとも、神を忍諾したて
まつらむにをきてハ、廻向のかきリニあらす、新
立の庄園を申よせて、久住の衣食にあつへし、そ
のつとめをこなひにおきてハ、時にのぞみてはか
らひさたむへし、

貞應二年十月 日 法印大和尚位

〔附記〕本稿の油印には、佐々木峻氏のお世
話になつた。記して謝意を表す。